

(二) 電信送金爲替の性質

- 一、電信送金爲替は委任契約が第三者の爲めにする契約か。
- 二、取消は可能か否か、其の時期如何。

銀行業者が電報送金ノ委託ヲ受ケ其ノ金員ヲ受取リ自己ノ本店又ハ支店ノ手ヲ經テ第三者ナル受取人ニ金員交付ノ手續ヲ爲スハ、委託者ニ代リ委託者ノ金員ヲ第三者ニ交付スルモノニシテ、委託者ノタメニ委任事務ヲ處理スルニ外ナラザレバ、民法ニ所謂委任契約ニ胚胎スルモノト謂ハザルヲ得ザルベク、其ノ契約ノ效力ハ銀行ト委託者トノ間ニ止マリ、固ヨリ其ノ契約ニ於テ銀行業者ガ第三者ナル受取人ニ對シ、自己ノ出捐ニ係ル金員ノ給付ヲ爲スコトヲ約シタル場合ニ非ザルヲ以テ、之ヲ第三者ノ爲ニスル契約ト謂フコトヲ得ザルヤ明カナリトス。

右ノ委託ニヨリ生ジタル債權ハ、其ノ後ニ至リ假令委託者ヨリ受取人ニ對シ送金ノ受領スベキ旨ノ通知ヲ爲シ且銀行ヨリ受取人ニ對シ爲替金到着ノ旨ノ通知ヲ爲スコトアルモ、爲メニ第三者ナル受取人ノ債權ニ變更セラル、モノニ非ズ。從テ之ヲ銀行ヨリ委託者ニ對スル他ノ債權ト相殺スルハ格別、假令銀行ニ於テ其受取人ニ對シ債權ヲ有スル事實アリトスルモ、其債權ト相殺スル事ヲ許スベキモノニ非ザルヲ以テ、其債權ト相殺シ委託事務ヲ終了スルコトヲ得タリト爲シ、以テ其ノ委任ニ因リ生ジタル義務ヲ免ル事ヲ得ベキモノニ非ズ。

彼上ノ場合ニ在リテハ、銀行ガ委託者ヨリ委託セラレタル金員ヲ第三者ナル受取人ニ交付セザル以上ハ、委託者ニ於テ何時ニテモ其委任ヲ解除シ、其委託シタル金員ノ返還ヲ請求シ得ベキモノナル事ハ論ヲ俟タザル所ナリトス(大審院第一民事部、大正一二年(才)三二二號同。年九月二十九日判決、評論一卷民法二二八頁)。

〔解説〕

(一) 本判決の趣旨は、銀行の爲す所の電信送金爲替は、委任の性質を有し、所謂第三者の爲めにする契約の性質を有するものでない、と言ふにある。

然らば、此の二つの見方は、何う云ふ法律上の效果に差異が有るのかと言ふと、委任契約であると言ふ建前からすると、支拂銀行が之を受取人に支拂ふ迄は、送金人及送金銀行は何時でも其の取組を撤回することが出来る。のみならず、受取人は支拂銀行に對して直接に請求權を有しない。支拂銀行は、送金銀行に對する契約上の義務として、委託の趣旨に従ひ支拂を爲す義務を負ふに過ぎないのである。

然るに、第三者の爲めにする契約であると解するに於ては、受取人即ち受益者が受益の意思を表示したならば、支拂銀行即ち約諾者に對して直接に給付を請求する權利を取得する(民法第五三七條)。故

に縦令、現實に支拂を了へて居なくても、受取人が受益の意思を表示して居る限り、送金人又は送金銀行は之が撤回は出来ない、と言ふことになるのである。

(二) 此の事件で支拂銀行は、所謂第三者の爲めにする契約だとの見地から、自行が受取人に對して偶々貸金債權が有つたので、現實の支拂を爲す以前に其の債權と、送金爲替の支拂債務とを對當額で相殺してしまつたのであるが、其の時一方送金人から其の送金を取消した(送金銀行と支拂銀行は本支店の間柄である)。

即ち、送金を取消したと言ふので、委託金の返還を求めたのが、そも／＼争の起つた動機なのであるが、結局判旨の如き理由で、銀行側の負けとなつた。

本件は電信送金爲替であるが、之は普通送金爲替の場合にも援用して宜い譯である。

(三) 爲替尻の付替と付替銀行の休業

一、付替の效力發生の要件。

二、付替銀行の休業を知らずして爲せし被付替銀行の承諾の效力。

要素の錯誤の適用例三、所謂。

(第一審判決の理由) 二十三銀行が被告銀行トノ間ニ原告主張ノ如キ爲替取引契約ヲ締結シタルコト、並ニ二十三銀行が被告銀行ニ對シ原告主張ノ如キ付替ノ報告ヲ爲シタルコトハ當事者間ニ争ナキコトニシテ、證人田代彦市、樋口豊太ノ各供述及成立ニ争ナキ甲號第二號證ヲ綜合スレバ、右付替報告ハ大正十五年五月五日被告銀行ニ到着シ、同日午後三時半頃被告銀行ヨリ之ガ承諾ノ答報ヲ發送シ、右答報ハ二十三銀行ニ翌六日午前八、九時迄到着シタルコトヲ認メ得可ク、又證人土井三郎、樋口豊太各供述右土井ノ證言ニヨリ眞正ニ成立シタルト認ムル甲第三號證株式會社二十三銀行及第三者タル株式會社古賀銀行ノ作成ニ係リ眞正ニ成立シタルト認ムル甲第七號證ヲ綜合スレバ、二十三銀行ガ訴外株式會社古賀銀行トノ間ニ原告主張ノ如キ爲替取引契約ヲ締結シ、之ニ基キ二十三銀行ヨリ古賀銀行ニ對シ原告主張ノ如ク本件付替ノ報告ヲ爲シ、古賀銀行ヨリ大正十五年五月六日午前八、九時頃承諾ノ答報到達シタルコトヲ認定スルコトヲ得、被告ノ立證ヲ以テシテハ以上各認定ヲ覆スヲ得ズ、被告ハ右三銀行間ニ爲替取引契約ヲ締結シタルハ相互ニ事務ノ便宜ヲ計ルヲ目的トスルモノナレバ、取引ノ通念上相當ト見得ル期間内ハ各契約銀行ノ完全ナル存在ヲ前提トスベキモノナルトコロ、被告銀行ヨリ二十三銀行ニ付替ノ答報ヲ發シタルハ同月五日ナルニ、翌六日ニハ古賀銀行ハ閉店ヲ發表シ居レル次第ニシテ、元來本件付替ハ二十三銀行ガ取引關係アル訴外人ノ爲メ發行シタル送金小切手ノ支拂ヲ爲スコトヲ唯一ノ目的トシ、右小切手ハ四月七日被告銀行ニ呈示セラレ、此ノ時ハ既に古賀銀行ハ閉店セル後ナルヲ以テ、各契約銀行ガ付替後相當期間完全ニ存在スルコトヲ前提トスル本件契約ノ趣旨ニ反スルモノト謂フベク、該付替ハ此點ニ於テ無効ナル旨抗辯スレドモ、本件爲替取引契約ガ被告主

張ノ如ク、付替後相當期間契約銀行ノ完全ナル存在ヲ有スルコトヲ前提トシ、右期間内ニ完全ナル存在ヲ有セザル銀行アルニ至リタルトキハ、付替ハ無効トスル趣旨ノ下ニ締結セラレタルコトハ之ヲ認ムベキ何等ノ證據ナキノミナラス、株式會社古賀銀行ガ大正十五年五月六日閉店ヲ發表シ休業スルニ至ルコトハ後段認定ノ如クナルモ、銀行ヲ業トスル株式會社ハ解散又ハ銀行條例第八條ノ二所定ノ處分アリタル場合ヲ除キ、其ノ業務ノ遂行ニ付キ完全ナル機能ヲ有スルモノニシテ、閉店休業ノ事實ノミニヨリテ斯權能ヲ喪失スルモノニ非ザレバ、閉店後ノ古賀銀行ヲ以テ完全ナル存在ヲ有セザルモノト解スベキニアラス。被告ノ右抗辯ハ何レノ點ヨリスルモ排斥ヲ免レザルモノトス(福岡地方、昭和二年(ナ)第二〇八號、同四年(ニ)二月二〇日判決、評議第一八卷民法八二一頁)。

(控訴審判決理由) 爲替取引ナルモノハ法律上種々ノ效力殊ニ當事者間ニ債權ヲ取得スルノ效力ヲ有スルヲ以テ、其ノ效力發生期ヲ一定シ以テ權利ノ安全ヲ期スルコトヲ要スベク、若各契約銀行ガ付替後相當期間完全ニ存続スルコトヲ要スルニ於テハ、之ガ爲ニ爲替取引ノ安定ヲ阻害シ取引至上大ノ危懼ヲ生スルノ恐アルヲ以テ、寧ロ付替ハ付替銀行ニ於テ承諾ノ答報ヲ受領シタルトキ其ノ起算日ヨリ完全ニ效力ヲ生ジ、何等之ガ效力ノ發生ヲ制限スルモノニ非ザルモノト解スルヲ相當トス。

丙銀行ガ甲乙銀行トノ爲替取引契約ニ基キ大正十五年五月四日附ニテ同日ヲ起算日ト爲シ、同行ガ甲銀行ニ對シ有スル爲替尻預金ヲ起店當方トシテ乙銀行ニ付替フベキ旨ノ報告ヲ右兩銀行ニ發送シタルニ、兩銀行ノ承諾ノ返報ガ孰モ同月六日兩銀行ニ到着シタル場合ニ於テハ、丙銀行ハ甲銀行ニ對スル付替金額相當ノ債權ヲ失ヒ、乙銀行ニ對シ該金額ノ債權ヲ有スルニ至リタルト同時ニ、乙銀行ハ又甲銀行ニ對シ右同額ノ債權ヲ

取得シ、付替ハ右三銀行間ニ其ノ效力ヲ發生スルモノナルガ故ニ、之ヲ債權者及讓受人間ニ於テ單ニ債權ノ移轉ノミヲ以テ目的トスル債權讓渡契約ト同一視スルヲ得ザルモノトス(長崎控訴院第一民事部昭和四年(ア)一六四號(同五年二月一五日判決、新聞三〇九一號四頁(評議第一九卷)民法七〇〇頁)。

(上告審判決理由) 丁銀行ニ合併セラレタル甲銀行ハ、乙銀行ヲ支拂銀行トナセル金額一萬二千圓ノ送金小切手ヲ振出し、乙銀行ヲシテ之ガ支拂ノ資金ヲ得セシムル爲、右兩銀行ト丙銀行トノ間ニ締結シタル爲替取引契約ニ基キ、甲銀行ノ丙銀行ニ對シ有スル爲替尻預金一萬二千圓ヲ乙銀行ニ付替ヘ、之ニ因リテ乙銀行ハ丙銀行ニ對スル一萬二千圓ノ債權ヲ取得シ、之ト同時ニ甲銀行ハ丙銀行ニ對スル同金額ノ債權ヲ失ヒ乙銀行ハ甲銀行ニ對シ同金額ノ債務ヲ負擔シタル處、丙銀行ハ當時支拂不能ノ状態ニ在リテ右ノ付替ノ成立シタル日ヨリ一兩日前以來各債權者ノ取付ヲ受ケ、乙銀行ガ甲銀行ノ爲替付替報告ニ對スル承諾ノ書面ヲ發シタル日ニ至リテハ取付益々激烈トナリ、同日午後七八時頃(書面發送ハ午後三時頃)ヨリ重役會議ヲ開キ、同夜十二時頃休業ノ決議ヲ爲シ支拂ヲ停止シタルモノニシテ、丙銀行ガ斯ル財産状態ニ在ルトキハ乙銀行ガ之ヲ知リシナランニハ、特別ナル事情ナキ限り前示ノ付替ヲ承諾セザルベキ筋合ノモノナリトス。前叙ノ場合原審ニ於テハ前示乙銀行ガ、當時丙銀行ノ資産状態ヲ知リシヤ否、及前叙付替ヲ承諾スベキ特別ナル事情アリシヤ否ヲ審究シタル上、右ノ承諾ガ要素ニ錯誤アルヤ否ヲ判斷セザル可ラザルモノナルニ拘ラズ、原院ガ丙銀行ノ資産ノ有無ハ付替ノ效力ニ影響セザルモノノ如ク判示シ、又乙銀行ガ承諾ノ書面ヲ發シタルハ午後三時半頃ニシテ、丙銀行ハ同日夜十二時頃休業ノ決議ヲ爲シ翌朝之ヲ發表シ、實際ノ休業ヲ爲シタルモノナ

レバ、同日午後三時半頃ニ於テハ未ダ閉店及ビ休業ヲ爲シ居ラザルヲ以テ、乙銀行ノ承諾ニハ要素ノ錯誤ナシト説明シテ乙銀行ノ要素ノ錯誤アリト爲ス抗辯ヲ排斥シタルハ専ラ休業決議ノ日時ニ拘泥シタルモノニシテ實則ニ違背シタル不法アルモノトス(大審院第一民事部、昭和五年(オ)五六三號同年。一〇月三〇日判決、評論第九卷民法一四九三頁)。

〔解説〕

本件に付ては、第五章第二節「爲替尻付替に關する判例研究」に於て詳細なる解説並に判旨の論評をしてあるので、重複を避ける意味に於て解説を省略する。又、幸に第一審から上告審迄の判決があるので、之を一通り讀む丈で、充分理解出来ると思ふ。

(四) 當座振込報告書の偽造と刑の擬律

一、爲替報告の偽造は背任か詐偽か。

二、詐欺罪と背任罪の比較。

三、詐欺罪の中には背任罪も包含する。

銀行業者間ニ於テ爲替取引ノ契約ガ締結セラレタル場合ニ、一方ノ銀行ヨリ他ノ銀行ニ爲替報告書ヲ發信シ、之ヲ受ケタル受信銀行ニ於テ受入ノ手續ヲ爲シタルトキハ、發信銀行ニ對シ貸方勘定ノ關係ヲ生ジ、發信銀行ハ之ヲ決済スベキ義務ヲ負擔スルニ至ルモノニシテ、受信銀行ガ一定ノ形式ヲ具備セル爲替報告書ヲ

受取リタルトキハ、一應發信銀行ニ爲替資金ノ受入アル爲發行セル有效ノモノト解シ、發信銀行ニ對スル貸方勘定トナスハ銀行業者間ノ普通ノ取扱ナリト雖、受信銀行ニ於テ常ニ之ヲ有效視シ、其ノ内容ヲ調査スル權能ナキモノト謂フベカラズ。若シ發信銀行ニ於テ、爲替資金ノ受入ナキニ拘ラズ、恰モ資金ヲ受人レタルガ如キ虚偽ノ爲替報告書ヲ作成シタリト認ムベキトキハ、之ヲ無効ニ解スルコトモ固ヨリ其ノ調査權ノ範圍内ニ屬スルモノトス。

銀行爲替係ノ作成シタル偽造ノ爲替報告書ニシテ、受信銀行ニ於テ之ヲ眞正ニ成立シタルモノト誤信シテ金員ノ支拂ヲ爲シタルトキハ、受信銀行ハ被欺罔者タル關係ニ在リテ、詐欺罪ノ被害者タルモノトス。縱令受信銀行ニ於テ發信銀行トノ特約ニ基キ、貸方勘定ノ權利ヲ取得シタリトスルモ之ガ爲ニ本罪ノ成立ヲ妨グルモノニ非ズ(大審院第三刑事部、大正七年一七四七號、同八年三月八日判決、法律評論第二二卷刑法三五六頁)。

〔解説〕

案件は、和歌山銀行の爲替係井田豊三が、其の爲替取引先である野村銀行北濱支店、藤本ビルブローカー銀行の二行で、實弟山内貞藏名義で當座勘定取引を開始して、其の口座へ向けて、全然架空なもの及金額を變造した當座振込の報告を發し、右兩銀行をして當座口へ振替へしめ、小切手に依り之を引出して右金額を詐取したものである。

そこで、此の行爲が背任罪になるのか或は又詐欺罪になるのか、と言ふ點が本件の争點となつて居る。然らば、此の兩者は何んな相異があるものかと言ふと、

(1) 背任罪は「他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタル」ものである。そして此の罪に對する刑は五年以下の懲役又は千圓以下の罰金である。

(2) 詐欺罪は「人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル」場合に構成するものであつて、此の罪に對する刑は十年以下の懲役である。即ち、詐欺罪の方が餘程重い。五年と十年の異ひがある。

然らば此の二つの罪の構成に付て、何故争が起きるかと言ふと、和歌山銀行の立場から觀ると背任罪になる。それから、野村、藤本兩銀行に對する關係から觀ると詐欺罪になる。それで刑は二と一の相異なるのであるが、被告人の主張に依ると、此の當座振込に依つて、野村、藤本兩行は、和歌山銀行に對して爲替尻債權を取得するものであるから、何等の被害を受けない。だから「財物ヲ騙取シタ」ものでなく、結局損害を被つたのは和歌山銀行であるから、和歌山銀行に對する關係から判斷せねばならない。であるとすれば背任罪を以て論すべきだと言ふにある。

然し、大審院は前掲制旨の如き理由で、詐欺罪を構成するものであると判示した。されど、此の判決の當否に對しては相當議論の餘地が有ると思ふ。

(五) 手形取立銀行の支拂停止と和議條件の適用の有無

一、手形の取立金は當然預金となるか。

二、銀行が支拂を停止した場合に取立金の金額拂戻は不可能か。

銀行が金銭取立ノ委託ヲ受ケ其ノ金額ノ取立ヲ了シタルトキハ、其取立ニ係ル金銭ハ取立委託者ノ所有ニ屬シ、受託者ハ只委託者ニ代リテ之ヲ占有スルニ過ギザルモノトス。尤モ金銭ナルヲ以テ足ル可シト雖、開ハ金銭ナル特種ノ性質ヨリ來ル條理上當然ノ事理ニシテ、固ヨリ是レアルガ爲ニ取立金銭ヲ以テ當然受託者ノ所有ニ屬シ、受託者ハ單ニ委託者ニ對シ同一金額ヲ支拂フベキ普通ノ債務ヲ負擔スルニ過ギザルモノト解スルヲ得ズ(大坂區裁判所(ハ)第四一九六號、同三年七月二十五日判決、全集追録一編一四九頁)。

〔解説〕

本件は、先年支拂を停止した十五銀行と其の取引先との間に起つた事件である。銀行取引の實例に依れば、手形の取立を委任され、銀行が之を取立を爲したるときは、其の金銭を當座口に振

替へる。之は、取立委任契約に於て、斯く爲すべき特約が有るのではなくて、一般に取引例に依り斯く取扱ふ、と言ふものゝ如くである。然るに、取立銀行が支拂を停止した場合に、此の取立金を預金同様に取扱つたことが失當だと言ふて争になつたのが本件である。

委託者の主張に依れば、手形の取立は委託したが其の金を預金にしてくれと頼んだ覺はない。だから之を預金として取扱ふのは失當である。要するに、取立てた金は全額支拂へよ、と言ふのである。之に對する銀行側の答辯は、手形の取立金を預金に振替へるのは一般取引に於ける慣例である。又、如何なる金にせよ、金銭支拂債務となつた以上、預金と同様に取扱ふべきである。要するに金銭債務と言ふ點に於ては何等異にする所はない。と言ふに在つたが、裁判の結果は銀行側の敗になつたのである。

此の事件は、第一審で治まりが付たものか、其の後上級審の判例を見ない。だが、銀行側の主張にも、又取引者の主張にも、共に味はふべき點があり、眞に何人をも會得せしめる解決は、或は望めないのではなからうか。

(六) 交互計算に組入れられた債權の讓渡性

- 一、交互計算に組入れられた債權は讓渡出來ぬ。
- 二、従つて之を差押することも出來ぬ。
- 三、善意の第三者にも對抗出來る。

交互計算ハ商人間又ハ商人ト商人ニ非ザル者トノ間ニ平常取引ヲ爲ス場合ニ於テ、一定ノ期間内ノ取引ヨリ生ズル債權債務ノ總額ニ付相殺ヲ爲シ、其ノ殘額ノ支拂ヲ爲スベキコトヲ約スル契約ナレバ、當該契約ノ存續スル限り、其ノ當事者間ニ於ケル爾後ノ取引ヨリ生ズル債權債務ハ、右ノ方法ニ依リテノミ決濟セラレベキ運命ニアルモノト解スベク、從テ其ノ當事者ハ商法ニ別段ノ規定アルモノノ外、交互計算ニ組入レタル債權中、或ルモノノミヲ其ノ取立ノ爲メ任意ニ交互計算ヨリ除去スルコトヲ得ザルハ勿論、之ヲ他人ニ讓渡シ因テ當該項目ヲ交互計算ヨリ除去スルノ結果ヲ生ゼシムルコトヲ得ザルコトモ亦明白ナリトス。斯ノ如ク交互計算ニ組入レタル各個ノ債權ハ、上記ノ方法ニ依リテノミ決濟セラレベキ運命ニアルガ爲メ、各別ニ之ヲ取立テ又之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ザルモノナレバ、其ノ讓渡不許ハ當該債權ガ交互計算契約ノ下ニ於ケル取引ヨリ生ジタルコトノ當然ノ結果ニシテ、當該債權ニ付當事者間ニ特ニ讓渡禁止ノ契約ヲ爲シタルニ因ルモノト解スベキ非ズ。然ラバ其ノ讓渡不許ハ第三者ガ交互計算契約ノ成立ヲ知リタルト否トヲ問ハズ、之ヲ以テ其ノ者ニ對抗スルコトヲ得ベク、即チ此ノ場合ニ民法第四百六十六條第二項但書ノ適用ナキモノト

ス、而シテ交互計算ニ組入レタル各個ノ債權ガ、讓渡性ヲ有セザル以上之ヲ差押フルコトヲ得ズ(大審院第三民
部昭和十一年三月一日判決、)
〇年(才)第二五三號、同一一年三月一日判決、)
判例集一五卷四號三二〇頁、銀判一六卷一號五四頁)

〔解説〕

本件は、銀行取引に關聯した事件ではないが、交互計算に組入れられた債權に關するものであるから、交互計算を伴ふ所の爲替取引に引照して、之を判斷の資料と爲すことが出来る。

判決に依れば、交互計算契約が締結され、取引上の債權を之に組入れる特約を爲したるときは其の債權は獨立して讓渡出来ないと同時に、之を差押へすることも出来ない、と言ふにある。即ち、交互計算に組入れられた債權は讓渡性を奪はれたものである、と云ふに在る。

而して、此のことは善意の第三者にも對抗出来ると言ふにあるが、其の論結の根據は法文に據つたものでなく、交互計算の性質上斯く解すべきだと言ふにあつて、尙相當議論の餘地を残すものと思はれる。

内國爲替取引の法律問題 (完)

昭和十一年八月廿七日 印刷
昭和十一年八月卅一日 發行

〔定價金九拾五錢也〕



(題問律法の引取替爲國內)

著者	妹尾一雄
發行者	東京市麴町區九段一丁目四番地 國松
印刷者	東京市麴町區九段一丁目四番地 海野勇助

(行印所刷印堂雅文)

發兌

東京市麴町區九段一丁目四番地
振替東京四二八二一
大阪市東區大手通二丁目四六番地
振替大阪三一六六六番

文雅堂



714
22

